## 記載例 (離婚届)

離婚に伴い、住所や世帯主が変わる場 合は、新たに住所変更の届、世帯主変 更届等が必要となりますのでご注意くだ さい。

住所変更,世帯主変更を同日に届出さ れる場合は、新住所、新世帯主の氏名 を記入してください。

なお、函館市の場合、閉庁時にはこれら の届出はできませんので、平日に手続き をしてください。

平日の窓口開庁時間は午前8時45分 から午後5時30分までです。

実父母の氏名を記入してください。 また、離婚その他の事情で、実父母の 氏が違う場合は、それぞれの現在の氏 名(フルネーム)を記入してください。

離婚の種別に図し、裁判等離婚の場合 は成立・確定・認諾した年月日を記入し てください。

同居を始めたときの年月は、結婚式をあ げた年月または同居を始めた年月のう ち早い方を記入してください。現在も同 居している場合は、(同居を始めたとき) のみを記入してください。

> 字訂正 字加入 字削除

養父母のいらっしゃる方は、「その他」欄 に下記のように記入してください。

夫(妻)は養父 甲野 春男 養母 甲野 秋子の養子(女) 届出の日を記入してください。

書類調査 戸籍記載 記載調査 調 査 票 附 票 住 民 票 通

受理 令和 年 月 日 発送 令和 年 月 届 믉 送付 令和 北海道函館市長 印 令和○ 年□ 月 △ 日届出 箛

北海道函館市長 殿

こうの いちろう こうの はなこ (よみかた) 名 甲野 甲野 花 子 年月日 昭和59年1月1日 昭和60年 3 д 3 д 北海道函館市東雲町 北海道函館市東雲町 養地 1 3 <sub>号</sub> / 住民登録をして、 番地 13 (アパート名等) 世帯主 地一 理甲 甲野 一郎 の氏名 本 北海道函館市東雲町4

外国人のときはく 筆頭者 籍だけを書い 甲野一郎 の氏名 父母の氏名 父母との続き柄 夫の父 甲野 和夫 続き柄 | 妻の父 乙 山 二郎 続き 柄 **二** 女 春 子 夏子 長男 **V**協議離婚 月 日成立 離婚の種別 □調停 日成立 □請求の認諾 月 日認諾 審判 日確定 □判決 年 月 日確定 ■ もとの戸籍にもどる □新しい戸籍をつくる

婚姻前の氏に (よみかた)おつやま じろう もどる者の本籍 <sup>筆頭者</sup> 乙 山 二郎 北海道函館市美原1丁目26 未成年の子の 夫が親権 要が親権 甲野 秋子 甲野 冬美

平成 □ 年 △ 月 か ら 月まで 同居の期間 (同居を始めたとき) (別居したとき) 別居する前の 番地 日1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 日2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 日3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの (9) 別居する前の 別店 9 名 間 の 世帯 (日々または1年未満の契約の雇用者は5) 世帯 (日々または1年未満の契約の雇用者は5) 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯 (日々または1年未満の契約の雇 田老け5) □ 1□ 1□ 1□ 1□ 2□ 2□ 3□ 4□ 5□ 6□ 7□ 7□ 8□ 8□ 8□ 9□ 9□ 1□ 1□ 1□ 2□ 2□ 3□ 4□ 4□ 4□ 5□ 6□ 7□ 7□ 8□ 8□ 8□ 9</li 仕事と □6. 仕事をしている者のいない世帯 (国勢調査の年…平成 年…の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください。 夫妻の職業

婚姻中の氏で署名してください。※押印は任意です

出 人 甲野 花子 署名押印

日中連絡のつく電話番号を記入してください。

連 電話 (1234 )56-7890 番 **食**・勤務先・携帯

《持参していただくもの》

- (1)離婚届(1通)
- (2)本人確認書類 (①②③いずれか)
  - (1) 運転免許証、パスポート、マイナンバーカード(個人番号カード)等、 官公署が発行した顔写真付きの身分証明書等を1点
  - ② 健康保険証, 年金手帳等官公署が発行した書類を2点以上
  - ③ ②の書類を1点と. 顔写真つきの社員証や学生証等を1点

※本人確認書類をお持ちでない方や、夫妻のどちらか一方でも提出できます。ただし、本人確 認ができなかった方に対して、郵便で離婚の届出がされたことをお知らせいたします。

		証 人 (協議機婚のときだけ必要です)
<b>署</b> 押	<b>名</b> 印	甲野和夫 印 乙山二郎 印
生 年	三月 日	昭和30年1 月2日 昭和35年2 月2日
住	所	北海道函館市湯川町2丁目 北海道函館市美原1丁目
1±	н	番地 40 (番) 13号 26 (番) 8 号
_	籍	北海道函館市東雲町 北海道図館市美原1丁目
4		4 番地 26 番地



協議離婚の場合のみ. 証人2名の署名が必要です。離婚の事実を知っている成人の方であれば、ど なたでもかまいません。

※押印は任意です

旧姓に戻る方について、婚姻前の戸籍にもどるか、1人で新しい戸籍を作るか選択して、記入してく ださい。離婚後に婚姻中の氏を引き続き称する場合は、離婚届の他に「離婚の際に称していた氏を 称する届(戸籍法77条の2の届)」を提出してください。(離婚届と同時に提出する場合、この欄には 何も記入しないでください。)

未成年のお子さんがいる場合は、父母のどちらが親権を行うのかを必ず決めなければなりません。 お子さんの氏名(フルネーム)を夫妻のどちらかの欄に記入してください。

親権者を定めるだけではお子さんの戸籍に変動はありません。お子さんを離婚後の親権者(母また は父)の戸籍に入籍させる場合は、家庭裁判所で許可を得た後、入籍届を届出してください。

協議離婚の場合、面会、養育費の分担および取り決め方法について☑を記入してください。

未成年の子がいる場合は、次の口のあてはまるものにしるしをつけてください。 (面会交流)

□まだ決めていない。 (養育費の分担)

■取決めをしている。 未成年の子がいる場合に父母が離婚をするときは、面会交流や 養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議 で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も ■取決めをしている。 優先して考えなければならないこととされています。 口まだ決めていない。

(養育費の分担の取り決め方法) □ 公正証書 □ それ以外

裁判離婚のときは「申立人」「訴えの提起者」または指定された方が署名してください。